## 3 源泉所得税

統計表を見る方のために

## 利用上の注意

この章は、平成 12 年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の 課税の全容を捕らえたものである。

源泉徴収税率(平成 12 年分)	
(1)利子所得(源泉分離)	5%
(2)配当所得	
株式等	
イ 総合課税分 20	)%
口 源泉分離課税選択分	5%
八 確定申告不要分 20	)%
証券投資信託の収益の分配(源泉分離)15	5%
(3)割引債の償還差益(源泉分離)18%(又は 16%	6)
(4)上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税選択分)20	)%
(平成元年4月1日以降適用)	
(5)給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額(野	略)
(6)退職所得	
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合「退職所得の源泉徴収税額表」( 🗉	略)
ロ 無申告の場合 20	)%
(7)報酬・料金等	
イ 原稿料等(所得税法第 204 条 1 号)	
弁護士、税理士等( 同条 2 号 ) 1 回の支払金額 100 万円までの部分 10	ე%
職業野球選手、騎手等(同条4号) "100万超の部分 20	0%
芸能等についての出演、演出等(同条5号)	
契約金(同条7号)	
口 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条2号)=1回の支払金額1万円超	
職業拳闘家(同条4号) = 1回の支払金額5万円超	
外交員、集金人、電力量計の検針人(同条4号) =月中の支払金額12万円超 > 10	)%
バー、キャバレーのホステス(同条6号) = (5千円×日数)を超える額	
広告宣伝の賞金(同条8号) = 1回の支払金額50万円超	
競馬の馬主が受ける賞金(同条8号) = (賃金額の20%+60万円)を超える額	
八 診療報酬(同条3号)=月分の支払金額20万円超10	0%
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0%
(8)公的年金等(所得税法第203条の2)=((公的年金等の支給額)-(控除額)) 10	)%
(支払う年金の額 - その年金の	
(9)生命保険契約等に基づく年金(第207条) 額に対応する保険料又は掛金10	)%
( 支払う年金の額 - その年金の ) ( 9 ) 生命保険契約等に基づく年金(第 207 条) 額に対応する保険料又は掛金 の額)で 25 万円を超えるもの )	